

事業名	対象	内容	担当
敬老記念品の支給	満70歳 (10月1日現在)	70歳以上のお年寄りに敬老記念品を、88歳の米寿を迎えられた長寿者に、特別記念品を市長が贈ります。	社会福祉課
老人クラブの助成	満60歳以上	同一の小地域に住むお年寄りの会員制の組織で、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などの活動を行います。	〃
高齢者教室の開設	満60歳以上	映画鑑賞、園芸などを中心に開設。	社会教育課
家庭奉仕員の派遣	おおむね65歳以上	身体や精神上の障害があって困っている家庭を訪問して、日常生活の身の廻りの世話をします。	社会福祉協議会
特殊寝台の貸与	〃	長期ねたきりの老人に、頭部と脚部を個別に上下できる可動式特殊寝台を無償貸与します。	社会福祉課
非常ベルの支給	〃	ひとり暮らし、ねたきり老人などに非常ベル、火災感知器一式などを支給。	消防本部(予防課)
老人福祉電話の貸与	〃	ひとり暮らし老人に福祉電話を無償で貸与し、孤独感を和げると共に、安否の確認連絡などを行います。	社会福祉課
老齢福祉年金	満70歳以上	老後の所得保障の一部として、老齢福祉年金が支給されます。なお、70歳未満でも明治39年4月1日以前に生まれた方に老齢特別給付金が支給されます。	保険年金課

お年寄りのための制度

活用されていますか

お年寄りに健やかな老後を送ってもらうため、表の様な制度があります。ご利用下さい。詳細は、社会福祉協議会(電話九三二二一九六〇)、社会福祉課(電話九三二二一八一)、その他は、向日市役所(電話九三二二一一一)まで。

事業名	対象	内容	担当
老人健康診査	満65歳以上	老後の健康維持・管理のため、尿、血圧、心電図、血液などの診査を行います。	社会福祉課
老人性白内障手術費の助成	〃	手術に必要な経費のうち、健康保険の自己負担額及び術後に必要な特殊眼鏡代など。	〃
老人医療費支給制度	〃	健康保険で治療を受けた場合の自己負担分を公費で支給。65歳～69歳は一定要件に該当する者(府の制度)70歳以上は所得制限が有り(国の制度)です。	〃
福祉医療費助成制度	重度心身障害者	重度心身障害者(0歳～64歳)に医療費の一部を助成します。	〃
養護老人ホーム 官養護老人ホーム	満65歳以上	身体上、精神上、環境上及び経済上の理由により、居宅で養護を受けることが困難な老人を養護します。	福祉事務所
特別養護老人ホーム	〃	身体上、精神上著しい障害のため常時介護を要する者で、居宅において、これを受けることが困難な老人を養護します。	〃
軽費老人ホーム	満60歳以上	健康な老人で家庭の事情等により家族と同居できない者を、低額な料金で給食その他日常生活に必要な便宜を与えます。	〃
有料老人ホーム	〃	健康な老人で家庭の事情等により家族と同居できない者を、有料で給食その他日常生活に必要な便宜を与えます。	〃